

第百九十一号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百七十五」との下に「、百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを加える。

第二条 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、「百分の百二十」とあるのは「百分の百七十」とを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。